奈良県告示第二百二十一号

景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第三項の規定により、景観整備機構から次のとおり変更の届出があった。

平成二十二年十月五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　景観整備機構の名称

（変更前）特定非営利活動法人奈良高取土佐街なみ景観保存会

（変更後）特定非営利活動法人住民の力

二　景観整備機構の住所及び事務所の所在地

高市郡高取町下土佐四二四―一

三　変更年月日

平成二十二年八月二十四日